

アナログ規制見直しの地方公共団体の作業効率化に向けた方策 ～生成AI活用のためのプロンプト例の作成や使用上の留意点等～

デジタル庁 戦略・組織G

デジタル改革企画（法制・制度）

1. 総論

現状・問題意識・本資料について

現状・問題意識

デジタル庁では、所管する条例等に係るアナログ規制見直しに自主的に取り組む団体に対して、取組支援を積極的に提供してきたところ、令和6年度以降、取組を開始する団体は増加傾向にあり、地方における機運が高まっている（図1）。

デジタル庁としては、小規模団体を含め、こうした流れを更に加速していく観点から、作業プロセスを可能な限り効率化・自動化する方策を地方公共団体に提供し、人的・金銭的リソースを大きく要することなくアナログ規制の見直しに取り組むことができる環境整備に取り組むこととした。

デジタル庁調査によれば、見直しの作業プロセスのうち、特に、地方公共団体の負担になることが多く、国からの取組支援に関する要望が多いのは、①所管する条例等からアナログ規制に該当する条項の「洗い出し作業」（Step3）、及び、②アナログ規制の見直し方針の検討（Step4）である（図2・3）。

本資料について

本資料は、デジタル庁が策定したマニュアルの参考資料であり、デジタル庁が提供するStep3及びStep4に対する効率化・自動化に向けた方策を整理・取りまとめたものである。

特に、Step4については、進展目覚ましい生成AIの活用可能性について、地方公共団体と連携しながら研究を進めたところ、現時点におけるノウハウを詳解しているので、取組を進める上でご参考にされたい。

図1：アナログ規制見直しの取組状況

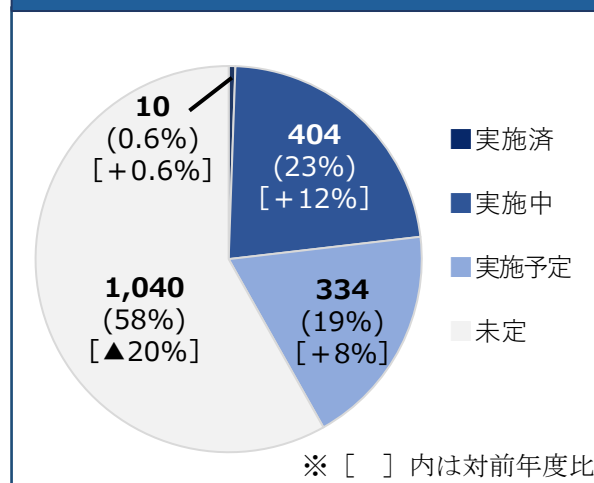


図2：見直し作業の内最も苦勞したプロセス

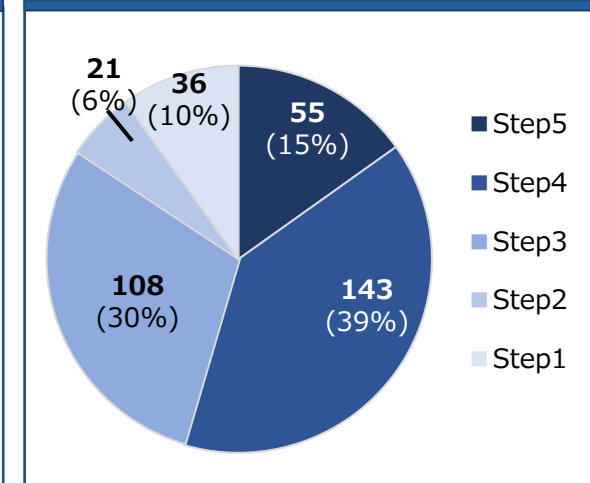
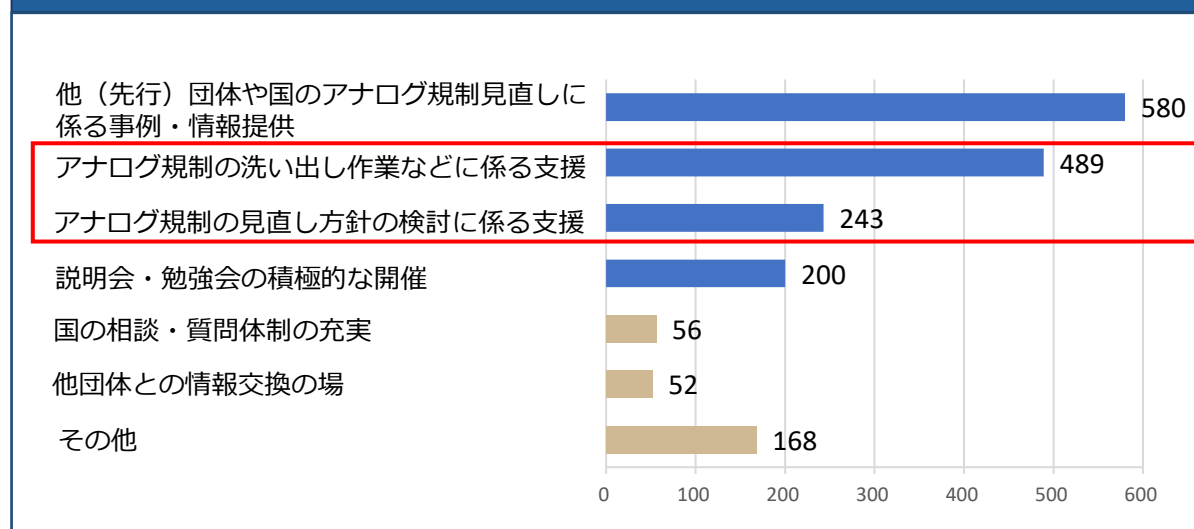


図3：地方公共団体が希望する国からの支援

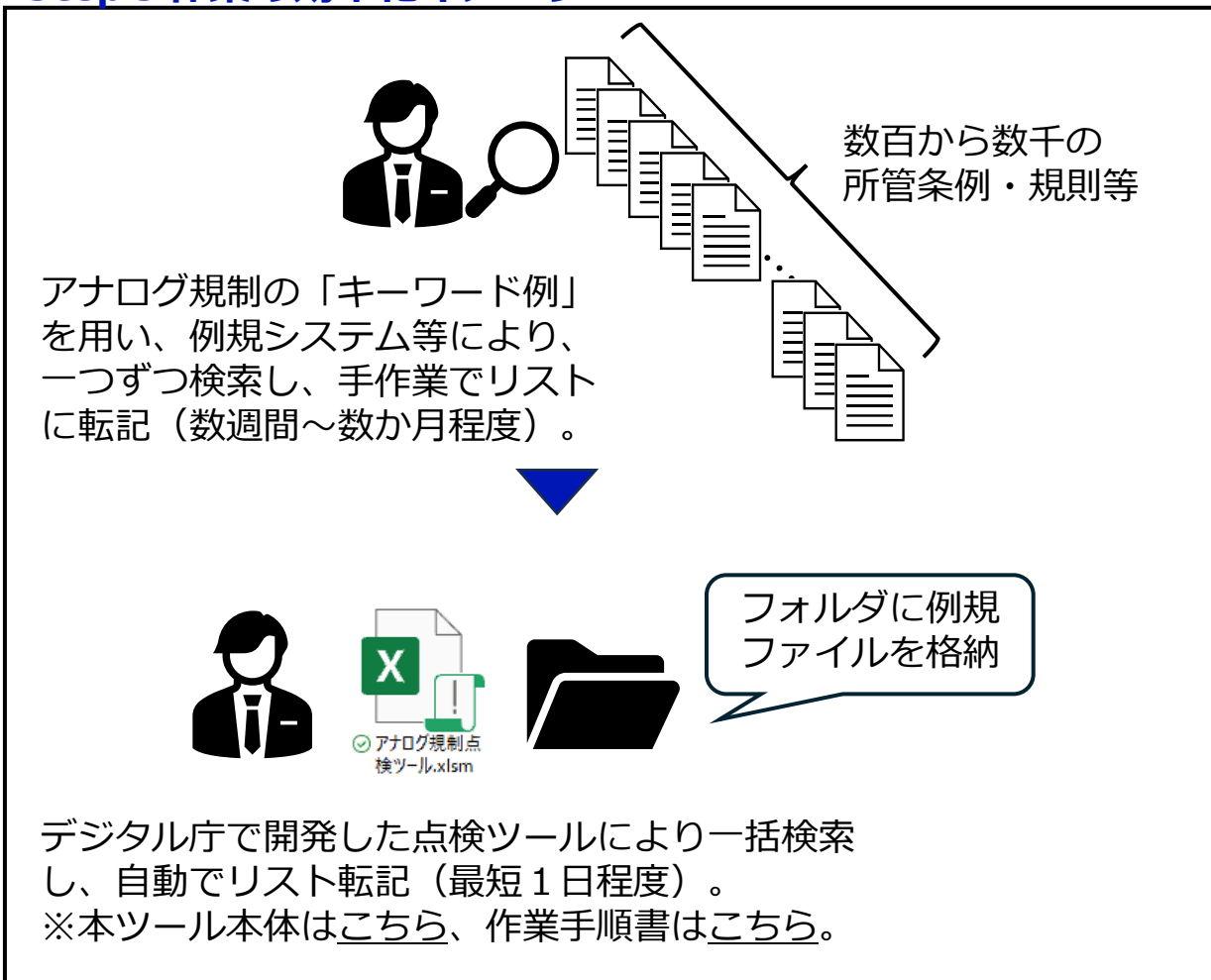


出典：デジタル庁「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに係る取組状況調査（令和7年3月31日時点見込み）」（全1,788団体が回答）

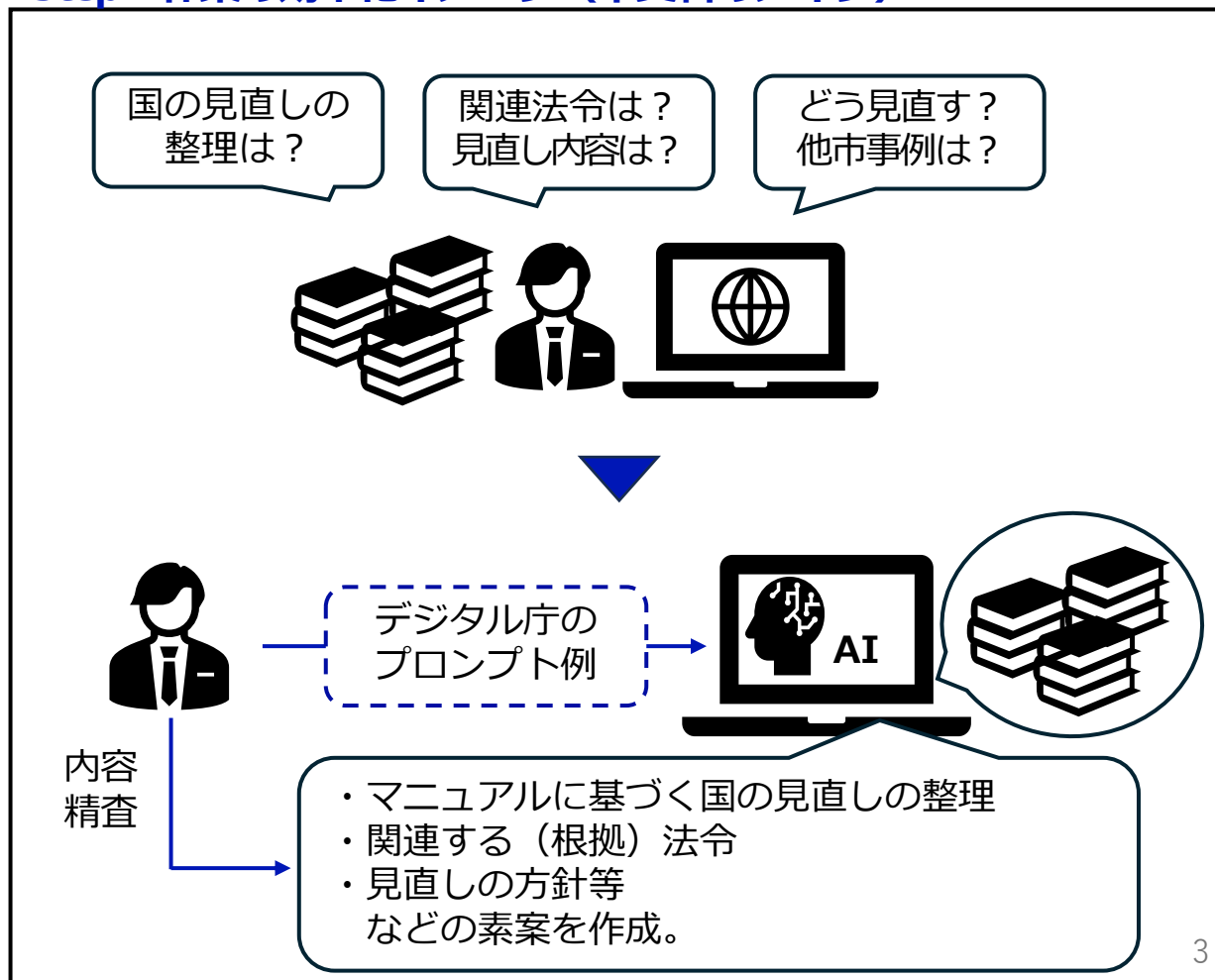
地方公共団体のアナログ規制見直し作業効率化に向けた方策（全体像）

- Step 3の洗い出し作業については、典型的作業であり、Excelマクロを活用した自動化ツールで対応。
- Step 4の検討作業については、多岐に渡る情報や資料を参照する必要があり、そうした作業の補助機能になりうる生成AIの活用余地についてデジタル庁で研究し得られたノウハウを共有することで対応。

Step 3 作業の効率化イメージ



Step 4 作業の効率化イメージ（本資料のメイン）



参考：アナログ規制点検対象リスト様式（マニュアル参考資料3）に対応した全体像

アナログ規制点検・見直し対象リスト様式例

アナログ規制点検対象リスト様式例（Excel/30KB）

No.	規制の洗い出し									PHASE		見直しの方向性等の検討				
	所管課	担当者	連絡先	規制区分	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
1	〇〇部〇〇課	〇〇〇〇	xx-xxxx x	目視	〇〇市森林整備地域活動支援交付金要綱	第4条	(交付の決定) 第4条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地確認等により交付金事業の目的及び内容を審査し、及び確認し、当該申請に係る交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定をするものとする。 2・3 (略)	当該例規	—	【分類Ⅲ】 地方公共団体が独自に定める規制	1 ②	2	a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合) 再検討時期	
2	〇〇部〇〇課	〇〇〇〇	xx-xxxx x	書面掲示	〇〇市公告式条例	第2条	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、市役所の掲示場に掲示して行う。	地方自治法	第16条第4項	【分類Ⅱ】 上位法令等の枠内で地方公共団体に一定の裁量がある規制	1 ②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	掲示場への物理的な掲示が必要となる規定となっていることから、条文の改正が必要。	令和〇年〇月	個別条例を改正する（令和〇年〇月定例議会への上程を予定）
3	〇〇部〇〇課	〇〇〇〇	xx-xxxx x	対面講習	〇〇市消防協力員設置要綱	第7条	(訓練) 第7条 消防協力員と消防団員は、器具の取扱い、業務の連携を確認するため、必要に応じて会議及び訓練を行う。	当該例規	—	【分類Ⅲ】 地方公共団体が独自に定める規制	1 ②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	現状、対面での講習を実施しているが、今後オンライン講習も実施できるよう運用の変更を行う。	令和〇年〇月	
4	〇〇部〇〇課	〇〇〇〇	xx-xxxx x	往訪問 覧・縦覧	〇〇市地区計画等の案の作成手続に関する条例	第2条	(地区計画等の原案の提示方法) 第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を告示し、当該地区計画等の原案を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域 (2) 地区計画等の原案の縦覧場所	当該例規	—	【分類Ⅲ】 地方公共団体が独自に定める規制	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	すでに縦覧とあわせてホームページで情報を公開している。	—	

地方公共団体向けアナログ規制点検ツールa版で自動化

各地方公共団体の環境で利用可能な生成AIで効率化（たたき台作成）を目指す

Step 3

規制の洗い出しとPHASEの当てはめ

Step 4

見直しの方向性等の検討

2. Step 4 効率化・自動化に向けた方策 (生成AI活用に向けた研究とノウハウ)

プロンプト例のポイント①

生成AIを活用してアナログ規制の見直しを検討するにあたり、自治体職員が実務で活用できるよう、プロンプトエンジニアリングに関する工夫点を整理し、以下（～10頁）詳述する。

※プロンプトに「正解」はなく、また、日々様々な研究・検証が行われている。以下記載内容は、あくまで、現在一般的に生成AIからの出力結果の精度を向上させるとされるものを中心に整理したもので、更なる改良は当然想定される。特に、利用環境によってエンジニアリングによる影響は異なりうるので、各団体でも工夫されたい。

役割

あなたは、地方公共団体の法規部門に20年間在籍し、条例・規則・要綱・通知の起案審査、所管課調整、議会对応等を一貫して経験してきた熟練の行政官です。

単なる条文解釈にとどまらず、上位法令との関係整理、国の方針変更時の影響見通し、将来の改正余地を残した規定構造、実務運用で無理が生じないかを常に意識して判断してきました。

法令適合性を最優先としつつ、「直ちに改正すべきか」「通知・運用で足りるか」「国フォローアップを待つべきか」等を冷静に分類することを得意とします。

命令

対象例規（条例・規則等）のアナログ規制見直しを、手順に従って段階的に実施し、アナログ規制の該当性評価から見直しの方向性までを順に検討してください。

①区切り文字

「#」や「:」など、それ自体文意を持たない記号は一般に「区切り文字」と呼ばれる。区切り文字を用いることで、生成AIは情報を要素ごとに構造的に把握しやすくなり、**ユーザーの意図に沿った出力を得られる可能性が高まる**。また、**プロンプト全体の整理にも寄与し、チーム内での共有や再利用が容易になる**。

プロンプト例では「#」や「:」などの**区切り文字を用いてプロンプト全体を構造化しており、ユーザーの意図に沿った出力を促している**。

②ペルソナ（役割付与）

役割付与とは、**生成AIに特定の職業や専門性を持つ人格を与え、その視点・語彙・判断基準を固定化する技術である**。役割付与により、**生成AIは特定の立場や専門家の役割を演じ、その知識や視点に基づいた回答を生成する**。プロンプト例では「**地方公共団体の法規部門に20年間在籍し、条例・規則・要綱・通知の起案審査、所管課調整、議会对応等を一貫して経験してきた熟練の行政官**」と専門的立場を明示し、**専門的な知識・視点に基づく回答を促している**。

③対象と指示の明確化

生成AIに「何をどうするか」（対象と指示）を明確に伝えることは質の高い回答を得るうえでプロンプトの必須要素である。指示が抽象的だと、生成AIの回答も抽象的になることが多い。一方で、**具体的な指示に対しては、生成AIは具体的な回答を出力することができる**。プロンプト例では、**ユーザーが指定する「対象例規」について、「該当性評価から見直しの方向性まで順に検討」することを具体的かつ明確に指示しており、生成AIから具体的な回答を得られるよう促している**。

プロンプト例のポイント②

制約条件

- ・引用は、条・項・号又はページ番号を明示すること。根拠不明瞭な場合は【要確認】と記載すること。
- ・工程表反映：分類にかかわらず国の工程表フォローアップ（2026年2月13日、2種のExcel）で上位法令の見直し状況を確認し、対象条項の行を出力すること。
- ・出力は、手順の番号を見出しに記載せず、各セクション見出しを付けて記載すること。
- ・該当箇所やキーワードは強調せずに記載すること。
- ・横文字は、必ず平易な日本語解説を併記すること。例：PHASE（デジタル化の段階）。

出力形式

- ・サマリー：結論（該当可能性・PHASE・方針）を簡潔に記載すること。
- ・上位法令の特定：条・項・号、委任関係、基準の性質を記載すること。
- ・規制区分ごとの判定：8区分の可否、根拠、キーワード、修正例、追加情報を記載すること。
- ・PHASE判定：各規制区分のPHASEと理由を記載すること。
- ・見直しの方向性：規制ごとの方針と理由を記載し、国フォローアップを反映すること。
- ・確認事項：不足情報や追加調査点を記載すること。
- ・根拠一覧：引用条文・資料を正確に網羅して記載すること。
- ・表の出力：#表の出力（行の統合と代表選定）
- ・出力単位：原則として、1つの条・項・号につき1行で出力すること（要件ごとに分割しない）。
- ・代表選定（Dominant Regulation）：（略）

④制約条件・出力形式

制約条件設定とは、生成AIの出力に対し、**範囲・形式・根拠・禁止事項を明確に定め、誤情報（ハルシネーション）や不正確な推論を防止するための設計技法**である。プロンプト例では、「**引用は条・項・号まで明示する」「根拠不明瞭な場合は【要確認】と記載する**」といった**厳格な制約条件を設定**している。これにより、AIが不確かな情報を事実のように出力することを防ぎ、行政文書として求められる情報の正確性と検証可能性を担保している。また、国法令との整合性を確保するため、「**国の工程表フォローアップ（2026年2月13日）**」を**参照・反映させるよう指示**しており、最新の政策動向を踏まえた出力となるよう設計している。さらに、「**横文字は必ず平易な日本語解説を併記**」と指定することで、**読み手のITリテラシーに依存しない、平明な行政文書の作成を意図**している。

出力形式とは、生成AIの回答体裁を規定し、情報の構造化を図る設定である。プロンプト例は、**全体像を示す「サマリー」から詳細な各論へと展開する構成**を採用した。これにより、**担当者は結論を迅速に把握しつつ、判定の論理構成を確認**できる。

「表の出力」については、同一条項内に複数の規制区分が併存する場合は、最も課題深度が深いものを「代表規制」として選定することとした。なお、同一項に複数の規制区分が含まれる場合には、条項（又は号）単位で行を分割することにより、複合的な規制要素を含む条文について、規制区分ごとに個別に判定するよう設計することも可能であるため、必要に応じて適宜修正されたい。

プロンプト例のポイント③

#手順

Step 1 (情報収集・理解)

対象条例名・条項、前文・目的、関連規則等を把握し、目的、規定対象、名あて人、行為を整理すること。

Step 2 (アナログ規制該当性)

次の8区分につき、条文と定義(参照資料)で実質判定すること。

目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧、FD等媒体指定。

該当の可能性がある場合は、根拠キーワード、理由、該当箇所、運用実態、追加情報を提示すること。なければ【該当なし】と記載すること。判定時は参照資料8・9を必ず参照すること。

(略)

Step 3 (上位法令・関連法令の特定)

法律、政令、府省令、告示、通知、通達まで、根拠条文を条・項・号で特定し、委任関係や基準(従うべき、標準、参酌)の有無を明示すること。

同時に、当該規制が分類Ⅰ～Ⅲのいずれに該当するかを判定し、その理由を記載すること。直接の上位法令がなければ「当該例規」とし、原則として分類Ⅲを候補とすること。

Step 4 (規制根拠の分類(分類Ⅰ～Ⅲ))

当該規制がどのような根拠に基づき規定されているのかを確認し、見直しの方向性等の検討や見直しの実施の際に考慮・参照すべき事項を明らかにする。

アナログ規制を見直すに当たり、形式的な法令の種類だけでなく、「地方公共団体にどの程度の判断の余地(裁量)が認められているか(国の法令等による拘束の度合い)」という実質的な観点で厳格に判定すること。

(略)

Step 5 (規制区分とPHASE判定)

規制区分を判定し、PHASEを決定すること。不判定は【要確認】とすること。参照資料の定義を確認し、条文の文言・趣旨と照合して判定すること。FD等媒体指定に該当する場合、又は8区分のいずれにも該当しない場合、PHASEの記載は-とすること。

Step 6 (見直しの方向性)

分類及びPHASEを踏まえ、次から選択し理由を付すこと(国フォローアップを反映)。

(略)

⑤構造化プロンプト

構造化プロンプトとは、生成AIに対し思考や作業の手順を段階的に与えることで、複雑な課題を順序立てて処理させる技法であり、論理の飛躍や恣意的な判断を未然に防ぐための技術である。

アナログ規制の見直しにおいては、①規制該当性の判断、②上位法令の特定、③見直しの方向性の検討といった複数の工程が存在し、各工程は定義該当性や委任構造の把握など、専門的かつ複雑な判断を要する。また、これらの工程は独立した工程ではなく、上流工程の精度が下流工程の精度に直接影響を及ぼす。

プロンプト例では、アナログ規制見直しの標準的な検討手順をそのままAIの検討手順として定義した。具体的には、「規定の該当性判断等(Step1・2)」から始まり、「法的根拠と自治体裁量の分析(Step3・4)」を経て、「最終的な見直しの方向性の決定(Step5・6)」に至るまで、実務と同期したプロセスを一段階ずつ着実に踏ませる構造となっている。その結果、**理解・分析・分類・提案・検証の各過程を順序立てて進行させ、論理の飛躍や結論の独り歩きを防止し、論理的一貫性と再現性の高い検討の出力を促している。**また、構造化により、AIは論理を飛躍させることなく、定められた検討プロセスを確実にトレースして回答を生成することになる。これにより、「なぜその結論に至ったか」という思考過程が可視化されるため、**担当職員はAIの回答プロセスを容易に追跡・検証することができる。**

プロンプト例のポイント④

文体

地方公共団体の法規部門において長年実務を担当してきた行政官として、次を意識した文体で記載すること。

- ・ 結論は簡潔に述べつつ、理由と前提条件を併記すること。
- ・ 条文解釈と評価（判断）を文中で明確に区別すること。
- ・ 断定できる事項と、解釈・運用に幅がある事項を切り分けて記載すること。
- ・ 判断に留保が必要な場合は、「現時点では」「解釈上は」「運用次第では」等を用いて明示すること。
- ・ 感情的、断定的な表現は避け、監査、議会、国フォローアップを意識した客観的かつ抑制的な書きぶりとする。

⑥ 文体指定

生成AIに対し、特定の専門領域における役割（ペルソナ）と文体を指定することで、回答の視座と品質を一定水準に固定化することを意図している。

プロンプト例では、AIに「**法規部門の実務経験者**」という役割を与え、**客観的かつ抑制的な文体となるよう定義**した。具体的には、「**結論と根拠の併記**」及び「**条文解釈と評価の峻別**」によって**事実認定の正確性を担保**し、さらに「**断定と留保（「現時点では」等）の使い分け**」を通じて、**事実と評価の境界を明確化**させている。

その結果、AIに感情や予断を排した客観的な回答を生成するように促し、質の高い成果物の出力を促進する。

生成AI活用のためのプロンプト例の使い方①

生成AI活用のためのプロンプト例使用手順例

手順 1. 点検ツールにより出力された様式例より、「条例等名/様式名」「条項/掲載場所」「条文/規定内容」の3行の項目についてコピーし、プロンプトの「#対象例規」下部にペーストする（「プレーンテキストで貼り付け」推奨）。

※一度に処理する条項数については、最大30程度までが望ましい。生成AIの環境によって1度に多くの条項の処理ができない場合は、**条項数を減らして**試してみるとよい。プロンプト例を一旦Wordファイル等に貼り付け、そのファイル上で手順1の作業を行うと手順2の処理がスムーズに進む。

点検ツール出カリスト

No.	所管課	担当者	連絡先	規制区分	条例等名/様式名	条項/掲載場所	条文/規定内容	根拠法令等名/通知・通達等名/条例等名	当該条項等	規制標準の分類
33				目視	明治二十九年度法律第八十九号	第二百九条	(陸地の使用) 第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、陸地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立入ることはできない。 一 境界又はその付近における構築、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕 二 境界線の調査又は境界に関する測量 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の取除き 2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、陸地の所有者及び陸地を現に使用している者（以下この条において「陸地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。 3 第一項の規定により陸地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を陸地の所有者及び陸地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめの通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。 4 第一項の場合において、陸地の所有者又は陸地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。			
34				定期検査・点検	明治二十九年度法律第八十九号	第二百九条	(陸地の使用) 第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、陸地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立入ることはできない。 一 境界又はその付近における構築、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕 二 境界線の調査又は境界に関する測量 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の取除き 2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、陸地の所有者及び陸地を現に使用している者（以下この条において「陸地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。 3 第一項の規定により陸地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を陸地の所有者及び陸地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめの通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。 4 第一項の場合において、陸地の所有者又は陸地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。			

プロンプト例

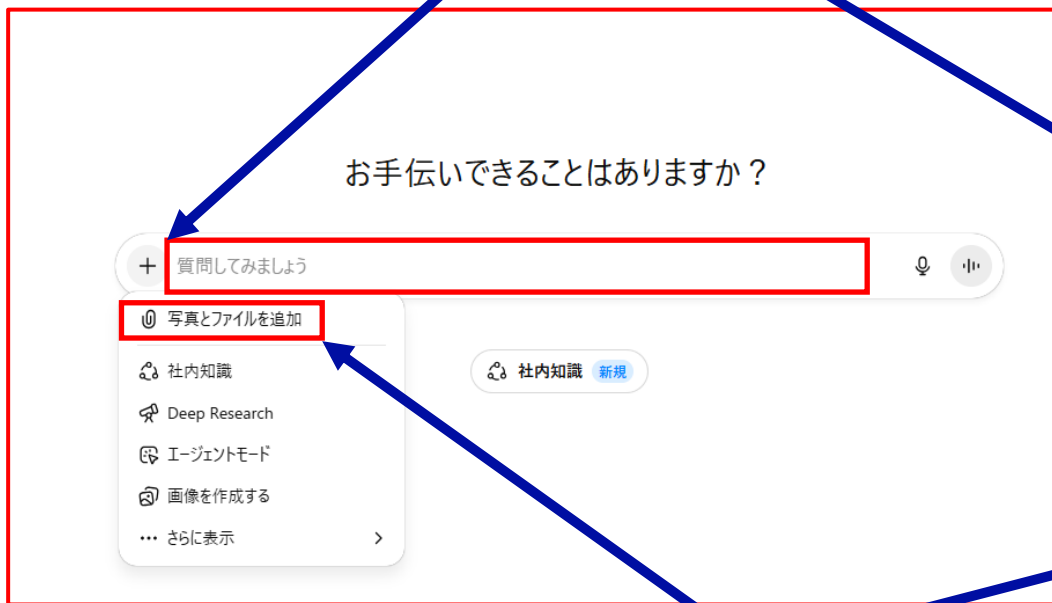
命令
 対象例規（条例・規則等）のアナログ規制見直しを、手順に従って段階的に実施し、アナログ規制の該当性評価から見直しの方向性までを順に検討してください。
 # 対象例規

生成AI活用のためのプロンプト例の使い方②

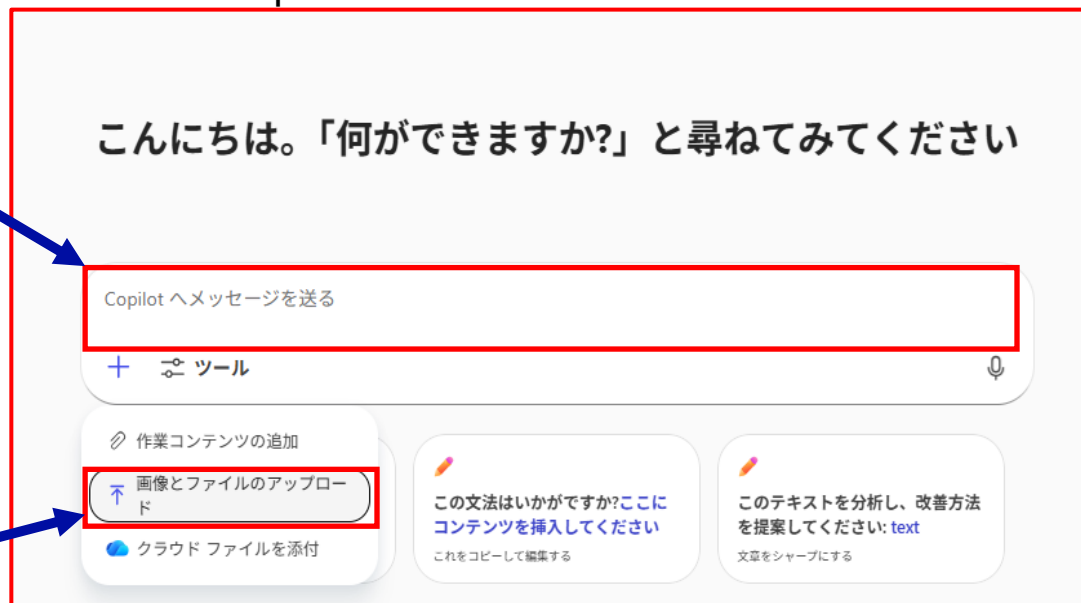
生成AI活用のためのプロンプト例使用手順例

手順2. 手順1で作成した対象例規を含むプロンプトを生成AIのメッセージ入力欄に入力し、実行する。

ChatGPT



Microsoft Copilot



ファイルを追加できる場合は、**以下のようなファイル**を読み込ませると回答精度向上につながり得る。

- [地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】](#)
- [アナログ規制見直し用例集](#)
- [国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（令和5年12月）](#)
- [デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ結果（2026年2月13日公表）](#)
- [デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針のフォローアップ結果（2026年2月13日公表）](#)
- [地方公共団体のアナログ規制見直し検討結果リスト一覧](#)

生成AI活用のためのプロンプト例の使い方③

生成AI活用のためのプロンプト例使用手順例

手順3. 出力結果を確認し、出力された表部分をコピーしExcelファイルへ転記する。

※出力される表の形式は固定ではないため、Excelへ転記する際に列が正しく分割されない場合があるので、その際は、貼り付け後に [データ] → [区切り位置] → [区切り文字: タブ] を選択して整形する。また、必要に応じてAIチャット内で「表のみ再出力してください」と入力し、表を再出力したうえで転記する方法を推奨する。

ChatGPT出力例 (一部)

- 参照資料 (用例集・指針)
 - 見直し方向性の区分・記載要領 (用例集) [アナログ規制見直し用例集](#)
 - 書面掲示・往訪問覧・縦覧はデジタル完結を基本 (指針) [地方公共団体に於けるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3...】](#)
 - 往訪問覧・縦覧の例示 (用例集) [国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性検証等のための指針](#)

表 (Excel貼付け用: 条・項単位、要件分割)

以下はタブ区切り (TSV) です (セル内改行なし)。

```
text                                コードをコピーする
①条例等名    ②当該条項等    ③根拠法令・上位法令等名／通知・通達等名    ④根拠法令・上位法令等の条文番号
市長交際費の公表に関する要綱    第6条 (備付け用紙に住所氏名等を記入して写し請求)    当該例規    分類Ⅲ 往
郡山市公契約条例    第11条 (作業所等に掲示又は書面交付)    当該例規    分類Ⅲ 書面掲示,1 3 a-1 根拠1:
郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例    第14条7(2) (磁気ディスク、CD-ROM等で交付)    無
郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例    第194条の18 (週1回以上、
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例    第35条 (保育所: 保育士を置く)    児童福祉施設の設備及
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例    第35条 (保育所: 嘱託医を置く)    児童福祉施設の設備及
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例    第35条 (保育所: 調理員を置く、全部委託なら不要)
郡山市告示式条例    第2条2 (条例の公布は掲示場に掲示)    地方自治法    第16条 分類Ⅱ 【要確認】 書面掲示,1 3
地方自治法施行令第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項の期間を定める規則    第1条 (閲覧告示日から30日
郡山市文書等取扱規程    第64条 (マイクロフィルム保存)    当該例規    分類Ⅲ - - e 根拠1: e類型 (目視)
郡山市職員の育児休業等に関する条例    第25条 (面談その他)    当該例規    分類Ⅲ - - e 根拠1: e類型の
郡山市公共工事現場パトロール実施要綱    第3条 (毎月1回以上点検)    当該例規    分類Ⅲ 定期検査・点検,1 2
郡山市外部監査契約に基づく監査に関する条例    第2条 (包括外部監査人の監査対象)    当該例規    分類Ⅲ - -
郡山市政務活動費の交付に関する条例    第6条 (経理責任者1人)    当該例規    分類Ⅲ - - e 根拠1: 「常
郡山市行政手続条例    第16条 (代理人選任)    当該例規    分類Ⅲ - - e 根拠1: 手続主体の定義でe類型
郡山市自動車管理規程    第9条2 (交替運転者配置の措置要求)    当該例規    分類Ⅲ - - e 根拠1: 安全管理
郡山市行政手続条例    第15条 (聴聞通知は書面)    当該例規【要確認: 上位行政手続法】 - 分類Ⅰ又はⅡ【要確認
郡山市職員服務規程    第4条 (宿日直員が随時巡視)    当該例規 - 分類Ⅲ 目視,1 1 d 根拠1: 巡視は目
郡山市職員の住居手当支給に関する規則    第9条 (随時確認)    当該例規 - 分類Ⅲ - - e 根拠1: 確認
郡山市職員の給与に関する規則    第23条3 (掲示場掲示で通知代替)    地方自治法等【要確認】 - 分類Ⅰ又はⅡ
郡山市印鑑条例    第5条2 (郵送照会・回答書等持参)    当該例規 - 分類Ⅲ - - e 根拠1: 本人確認・申
郡山市令和元年台風19号に係る実施要領    第2条 (公費解体に当たり現地立会い)    当該例規 - 分類Ⅲ 目
```

コピーして
Excelへ転記

Microsoft Copilot出力例 (一部)

規制ごとの詳細判定・PHASE・方針 (表)

形式要件

- 各行=条・項・要件単位。
- ③は名称のみ、④は具体条番号、⑤は分類Ⅰ～Ⅲ、⑥現在PHASE (類型とPHASE)、⑦見直し後PHASE、⑧方向性、⑨方向性の詳細 (約150字: 公表資料に基づく客観的根拠2点、達成理由と確定理由を区別)。
- 工程表フォローアップの関連は⑨に反映。
- FD等媒体指定はPHASE欄は「-」。

①条例等名	②当該条項等	③根拠法令・上位法令等名／通知・通達等名	④根拠法令・上位法令等の条文番号
市長交際費の公表に関する要綱	第6条 (備付け用紙・住所氏名等記入)	当該例規	-
郡山市公契約条例	第11条 (掲示又は書面交付)	当該例規	-
郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	第14条7(2) (CD-ROM)	当該例規	-

生成AI活用のためのプロンプト例の使い方④

生成AI活用のためのプロンプト例使用手順例

手順4. 転記したExcelファイルから、「③根拠法令・上位法令等名」「④根拠法令・上位法令等の条文番号」「⑤規制根拠の分類」「⑥現在PHASE」「⑦見直し後PHASE」「⑧見直し方向性」「⑨見直し方向性の詳細」部分をコピーし、アナログ規制点検・見直し対象リスト様式例の根拠法令等名以降の部分にペーストする。

転記後Excel例

①条例等名	②当該条項等	③根拠法令	④根拠法令	⑤規制根拠	⑥現在PHASE	⑦見直し後	⑧見直し後	⑨見直し方向性の詳細
市長交際費の公表に関する要綱	第6条	当該要綱	-	分類Ⅲ	往訪問覧・縦	往訪問覧・a-1		センター備付用紙への記入を求め、来訪が前提になりやすい。電子申請（ウェブフォーム等）で請求でき、写しの交付も電子交付（PDF等）を基本とする。
郡山市公契約条例	第11条	当該条例	-	分類Ⅲ	書面掲示,1	書面掲示,3	a-1	作業所等での掲示又は書面交付に限定。周知方法を限定しない規定（例：掲示する等の方法）へ改め、必要に応じウェブ掲載等も可とする。用例集に
郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例	第14条第7項	無料低額宿	第14条第7項	分類Ⅰ【要確認】	FD等媒体指定	FD等媒体指定	a-1	磁気ディスク・シー・ディー・ロム等の媒体列挙で手段固定。電磁的記録媒体等の媒体中立表現へ改正し、オンライン交付も整理。工程表FU（2025/10/31）では上位基準は令和5年
郡山市指定障害福祉サービスの事業に関する条例	第194条の18	指定障害福祉	【要確認】	分類Ⅰ【要確認】	定期検査・点検	定期検査・点検	c-1	おおむね週1回以上の居宅訪問を義務づけ、遠隔代替が読めない。支援の質確保の観点から訪問維持を基本とし、オンライン相談等は補完として併用
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例	第35条	児童福祉施設	第33条第1項	分類Ⅰ【要確認】	常駐・専任,1	常駐・専任	a-2	保育所の人員配置（保育士等）を求め、実務上の硬直運用が負担となり得るため、配置基準を満たす限り研修等で現場を離れることやオンライン会議

アナログ規制点検・見直し対象リスト様式例

規制の洗い出し				PHASE		見直しの方向性等の検討					
条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通告等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 時期 ／（「見直し 検討」の）再 見直し時期	備考
市長交際費の公表に関する要綱	第6条	書面の写しの請求をしようとする者は、センター備え付けの用紙に、住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。	当該要綱	-	分類Ⅲ	往訪問覧・縦覧,1	往訪問覧・縦覧,3	a-1	センター備付用紙への記入を求め、来訪が前提になりやすい。電子申請（ウェブフォーム等）で請求でき、写しの交付も電子交付（PDF等）を基本とする旨を規定。工程表FU		
郡山市公契約条例	第11条	事業者等は、公契約のうち規則で定める契約に係る業務に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。	当該条例	-	分類Ⅲ	書面掲示,1	書面掲示,3	a-1	作業所等での掲示又は書面交付に限定。周知方法を限定しない規定（例：掲示する等の方法）へ改め、必要に応じウェブ掲載等も可とする。用例集に同趣旨の改正例あり。工程表FUは国		
郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例	第14条7(2)	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を複製して記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第14条第7項第2号	分類Ⅰ【要確認】	FD等媒体指定,-	FD等媒体指定,-	a-1	磁気ディスク・シー・ディー・ロム等の媒体列挙で手段固定。電磁的記録媒体等の媒体中立表現へ改正し、オンライン交付も整理。工程表FU（2025/10/31）では上位基準は令和5年		
郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第194条の18	指定生活介護事業者は、おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の事業者が地域における自立した日常生活又は社	指定障害福祉サービス等基準（厚生労働省令系）【要確認】	【要確認】	分類Ⅰ【要確認】	定期検査・点検,1	定期検査・点検,1	c-1	おおむね週1回以上の居宅訪問を義務づけ、遠隔代替が読めない。支援の質確保の観点から訪問維持を基本とし、オンライン相談等は補完として併用（運用）に留める。工程表FU		
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	第35条	保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、調理員を置かないことができる	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第33条第1項【要確認】	分類Ⅰ【要確認】	常駐・専任,1	常駐・専任,2	a-2	保育所の人員配置（保育士等）を求め、実務上の硬直運用が負担となり得るため、配置基準を満たす限り研修等で現場を離れることやオンライン会議参加可否を通知で明確化。工程表FU		

参考：生成AI出力結果イメージ①

サマリー

結論を先に述べると、5条項のうち、見直し優先度が高いのは次の4件です。

市長交際費の公表に関する要綱第6条

独自要綱に基づく窓口備付け用紙への記入義務であり、往訪問覧・縦覧規制に準じてPHASE1とみるのが相当です。分類Ⅲ、a-1（改正が必要）が妥当です。

郡山市公契約条例第11条

作業所等での提示又は書面交付を定める規定であり、書面提示規制の典型です。現状PHASE1、書面提示はPHASE3を目指すのが基本であるため、分類Ⅲ、a-1が妥当です。書面提示の地方見直し例も確認できます。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第7項第2号

FD等媒体指定に該当します。PHASE欄は「-」ですが、媒体中立化が必要です。国のフォローアップでは、上位の国基準第14条第7項第2号について、令和5年12月に「磁気ディスク、シー・ディー・ロム...」を「電磁的記録媒体」へ改めた完了行が確認できます。したがって、分類Ⅰ寄り、a-1が妥当です。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第194条の18

「おおむね週に1回以上」と「居宅を訪問」により、定期検査・点検規制と訪問前提の実地性が併存します。現時点ではPHASE1相当です。もっとも、生活支援の実質確保が目的であり、完全なオンライン置換を直ちに断定するのは慎重であるべきです。分類Ⅰ又はⅡ【要確認】の上で、現時点ではd（継続検討）が最も無理がありません。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条

この条項は一見すると単なる人員配置規定ですが、工程表フォローアップ上、上位の国基準「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条第1項について、保育士は「常駐専任」見直し対象、嘱託医・調理員は見直し不要として整理されています。したがって、この条項全体は常駐・専任規制に該当し得るが、代表規制は保育士で、分類Ⅰ、a-2が妥当です。嘱託医・調理員は併存規制として「見直し不要」寄りです。

上位法令の特定

市長交際費の公表に関する要綱第6条

市長交際費の公表方法や写し請求手続は、通常、地方公共団体の独自要綱による定めです。直接の上位法令は現時点で確認できず、当該要綱自体が根拠とみるのが相当です。【要確認】
基準の性質は独自制定で、分類Ⅲが基本です。

郡山市公契約条例第11条

公契約に従事する労働者等への周知方法は、独自条例で定めている可能性が高く、直接の上位法令による具体的手法拘束は現時点で確認できません。【要確認】
したがって、分類Ⅲが基本です。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第7項第2号

上位には国の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」第14条第7項第2号があり、国フォローアップでも同条がFD等媒体指定の見直し対象として整理済みです。地方条例はこれに準拠しているとみるのが自然です。地方側の裁量はいささか、分類Ⅰが相当です。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第194条の18

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備・運営基準委任に基づく条例と解されますが、直系の法律条番号は今回資料内で正確確認に至っていないため【要確認】です。

もっとも、同分野では都道府県条例が厚生労働省令基準に「従い又は「参酌して」定める構造があることは資料上確認できます。

このため、分類Ⅰ又はⅡ【要確認】です。運営事項のうち安全確保等に密接関連するものは「従うべき基準」となる余地があります。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条

上位には児童福祉法第45条に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条第1項があるとみるのが相当です【法律条番号は要確認】。

工程表フォローアップでも、国基準第33条第1項について、保育士・調理員・嘱託医の整理が個別に付されています。地方条例はこれに強く拘束されるため、分類Ⅰが相当です。

規制区分ごとの判定

市長交際費の公表に関する要綱第6条

目視 該当なし
実地監査 該当なし
定期検査・点検 該当なし
常駐・専任 該当なし
対面講習 該当なし
書面提示 該当なし
往訪問覧・縦覧 該当可能性あり
根拠は「センター備え付けの用紙」「記入しなければならない」。窓口において所定様式へ記入することが前提であり、閲覧・交付請求の前段をアナログ化しています。
FD等媒体指定 該当なし

修正例

「備え付けの用紙を『所定の様式（電子申請を含む。）』」に改め、請求をオンライン提出可能とする。

追加情報

実際に郵送・メール・フォーム申請を既に許容しているなら、a-2又はa-3への再整理余地があります。

郡山市公契約条例第11条

目視 該当なし
実地監査 該当なし
定期検査・点検 該当なし
常駐・専任 該当なし
対面講習 該当なし
書面提示 該当あり
「作業所等の見やすい場所に提示し、又は書面を交付」が典型です。書面提示規制は、対面・書面のみ又はデジタル可不可不明確な場合PHASE1であり、 国基準第11条第1項第2号（デジタル活用促進のための規制）、デジタルによる提示を基本とするPHASE3を目指す整理です。
往訪問覧・縦覧 該当なし
FD等媒体指定 該当なし

修正例

「提示し、又は書面を交付」に加え、「インターネットその他適切な方法により常時閲覧に供することができる」と追記する。

追加情報

公契約の現場は下請・再委託・短期入場者対応もあるため、現場提示を残しつつ、電子提示を義務化又は原則化する設計が実務に適します。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第7項第2号

目視 該当なし
実地監査 該当なし
定期検査・点検 該当なし
常駐・専任 該当なし
対面講習 該当なし
書面提示 該当なし
往訪問覧・縦覧 該当なし
FD等媒体指定 該当あり
「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」は、個別媒体指定そのものであり、FD等媒体指定に該当します

修正例

「電磁的記録媒体」又は「電磁的方法」に置換する。

追加情報

国フォローアップでは、上位の国基準第14条第7項第2号につき、令和5年12月に「電磁的記録媒体」へ改正済みです。地方条例が日文言のままであれば、追随改正の必要性が高いです。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第194条の18

目視 該当可能性あり
「居宅を訪問することにより、心身の状況等の把握」を求めており、現地訪問を前提とする情報収集です。
実地監査 該当なし
定期検査・点検 該当可能性あり
「おおむね週に1回以上」が明示されており、頻度指定があります。
常駐・専任 該当なし
対面講習 該当なし
書面提示 該当なし
往訪問覧・縦覧 非該当
これは公的情報の閲覧ではなく、支援行為です。
FD等媒体指定 該当なし

修正例

「訪問その他利用者の状況を適切に把握できる方法により」と改める、又は下位通知・運用で、一定条件下のオンライン面談・ICT把握を許容する。

追加情報

ただし、本条は単なる監査規定ではなく、福祉的支援そのものです。孤立防止・生活実態把握・緊急介入可能性の担保が趣旨であるため、全面オンライン化を当然視すべきではありません。運用実態・対象者特性を踏まえた慎重整理が必要です。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条

目視 該当なし
実地監査 該当なし
定期検査・点検 該当なし
常駐・専任 該当可能性あり
単なる「置かなければならない」が直ちに常駐・専任規制に当たるわけではありませんが、工程表フォローアップ上、上位の国基準第33条第1項について、保育士は「保育所における保育士の常駐」、調理員は「保育所における調理員の常駐」、嘱託医は「保育所における嘱託医の配置」として整理されています。
対面講習 該当なし
書面提示 該当なし
往訪問覧・縦覧 該当なし
FD等媒体指定 該当なし

修正例

条文本体よりも、通知等で「配置基準を満たした上で、研修等による一時離脱やオンライン会議参加を妨げない」旨を明確化する方向が現実的です。

追加情報

保育士は見直し対象、調理員・嘱託医は上位法令側でも見直し不要整理が既に確認できます。したがって、条項全体を一括で「改正必要」とするより、内訳を分けて評価すべきです。

参考：生成AI出力結果イメージ②

PHASE判定

市長交際費の公表に関する要綱第6条
往訪問覧・縦覧に準じてPHASE1。窓口来訪と備付け用紙記入が前提で、デジタル手段の許容が条文中読めません。

郡山市公契約条例第11条
書面提示、PHASE1。提示又は書面交付のみが書かれており、ウェブ掲載等が明記されていません。書面提示はPHASE3を目指すのが基本です。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第7項第2号
FD等媒体指定のためPHASEは-。評価の中心は媒体中立化の要否です。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第194条の18
代表規制は定期検査・点検、PHASE1。週1回以上の頻度指定があり、代替手法が明確ではありません。
併存して、目視・実地性もPHASE1相当です。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条
代表規制は常駐・専任（保育士）、PHASE1相当。
併存して、調理員はPHASE2相当、嘱託医はPHASE3相当としてフォローアップ整理と整合します。

見直しの方向性

市長交際費の公表に関する要綱第6条

a-1 改正が必要
理由は、独自要綱であり裁量幅が広く、窓口備付け用紙への記入を要件化しているためです。オンライン請求、電子交付、郵送請求の位置付けを条文中明確にした方がよいです。国工程表の直接該当行はありません。

郡山市公契約条例第11条

a-1 改正が必要
理由は、現場提示・書面交付に閉じており、デジタル公表が条文中読めないためです。書面提示規制はデジタル完結を基本とする方向で見直すべきであり、地方でもホームページ掲載を追加する例が確認できます。国工程表の直接該当行はありません。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第7項第2号

a-1 改正が必要
理由は、上位の国基準が既に改正済みであり、地方条例が旧文言のままであれば整合確保が必要だからです。工程表フォローアップ該当行は、FD工程表FU結果一覧 No.872、法令名「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」、条項「第14条第7項第2号」、完了済みです。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第194条の18

d 継続検討
理由は、条文中は訪問・頻度指定が強い一方、福祉的支援の実効性確保という規制目的から、直ちにオンライン代替を一般化するのには慎重であるべきためです。
現時点では、一定の場合に情報通信機器を用いた状況把握を補完的に認める通知・運用整理を先行して検討し、その効果と安全性を確認した上で条文中改正要否を再評価するのが実務的です。
国工程表では同法第10条第1項の立入検査などはオンライン許容済みですが、今回条項ものに直接対応する行は確認できません。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条

a-2 通知・通告等で解釈明確化
理由は、上位法令の拘束が強く、条文本体を地方単独で大きく組み替える余地が限られる一方、工程表フォローアップ上、保育士の常駐については、配置基準を遵守した上で研修等のため現場を離れることやWeb会議参加を可能とする旨の明確化が既に整理されているためです。
工程表フォローアップ該当行は、(7項目)工程表FU結果一覧 No.216「保育所における保育士の常駐」、No.217「保育所における調理員の常駐」、No.64「保育所における嘱託医の配置」です。

確認事項

市長交際費の公表に関する要綱第6条
写しの請求対象が閲覧文書の写し交付なのか、公表資料そのものの交付なのかを確認したいです。実務上、郵送・メール請求を既に認めているかも確認が必要です。

郡山市公契約条例第11条
提示対象事項、周知相手、短期就労者への周知実態、ウェブ閲覧環境の有無を確認したいです。下位規則で代替手法があるなら評価が変わります。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第7項第2号
現行条例文が国改正後も未改正かを要確認です。未改正であれば追随改正を急ぐべきです。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第194条の18
対象者の障害特性、危機介入の必要性、訪問時にしが把握できない事項、オンライン補完の実務可能性を確認したいです。上位の法律・省令の正確な条番号も要確認です。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条
上位法令条番号の最終確認が必要です。また、保育士・嘱託医・調理員を一体条項のまま扱うか、工程表整理に合わせて内訳評価を明示するかを決める必要があります。

根拠一覧

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】
代表的アナログ規制7項目とFD等記録媒体規制を対象とする整理 [地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】](#)
分類Ⅰ・Ⅱの考え方 [地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】](#)
障害福祉分野の条例が上位省令を参照してホームページ掲載を追加した地方例

国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針
代表的アナログ規制7項目の定義、とくに常駐・専任の解釈 [国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針](#)
書面提示・閲覧縦覧でPHASE1が対面・書面義務又は不明確な場合であること
[国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針](#)

書面提示・往訪問覧は物理的方法だけでなくインターネット等を基本とするPHASE3を目指す整理
FD等媒体指定は個別媒体名を外し、電磁的記録媒体等へ改める方向で検討する整理

アナログ規制見直し用例集
書面提示の地方見直し例、ホームページ掲載追加の例
障害者支援施設分野でホームページ掲載を加えた地方条例例 [アナログ規制見直し用例集](#)
FD等記録媒体規制の考え方 [地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】](#)

添付Excel確認結果
工程表FU結果一覧・FD工程表FU結果一覧から、無料低額宿泊所国基準第14条第7項第2号、児童福祉施設国基準第33条第1項の保育士・調理員・嘱託医に関する整理を確認。

表（Excel貼り付け用・タブ区切り）

条例等名	当該条項等	根拠法令・上位法令等名	通知・通告等名	根拠法令・上位法令等の条文番号
市長交際費の公表に関する要綱	第6条	当該要綱【要確認】	第6条	分類III 往訪問覧・縦覧, 1 3 a-1改
郡山市公契約条例	第11条	当該条例【要確認】	第11条	分類III 書面提示, 1 3 a-1改正が必要 作業序
郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	第14条第7項第2号	無料低額宿泊所の設備及び運営	第14条第7項第2号	無料低額宿泊所の設備及び運営
郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第194条の18	障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第194条の18	障害者の日
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	第35条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第35条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

生成AI利用上の重要な注意点

機密情報等の取扱い

生成AIの活用は業務効率化をはじめ様々なメリットがあるが、情報セキュリティの観点から適正な利用がなされるよう各団体において十分な対応をとる必要がある。取扱う情報の機密性等に応じて、各団体や国等で策定される情報セキュリティポリシー、各種ガイドライン、報告書等の基準に準拠しているか、関係部署と連携の上、確認することが必要である。

アナログ規制見直し作業への活用に当たっては、公表されていない例規（改正案を含む）や情報を生成AIに入力・参照させる場合には特に注意を要する。必要に応じて、入力した情報を学習させない設定（オプトアウト）を行うことも必要。

出力回答の精査

一般に、生成AIの出力内容は常に正しいとは限らず、誤情報・偏った情報・古い情報などに基づく回答や、社会的・倫理的に必ずしも正しくない回答を出力する恐れがある。また、生成AIの回答は原則として公表情報のみに基づくことから、実務運用状況、デジタル化することの費用対効果、団体固有の事情などから乖離した回答を出力する可能性もある。さらに、同じ条項について同じプロンプトで質問をしても、都度異なる回答が出力されることも発生しうる。

こうした事象については、生成AIの判断過程がブラックボックス化していることから、完全に予防することは不可能である点に十分留意しながら生成AIを活用されたい。

なお、デジタル庁策定のプロンプト例を利用して出力された回答内容をデジタル庁が推奨ないし正確性担保を行うことは一切なく、団体ごとの精査と判断が必須である。

その他

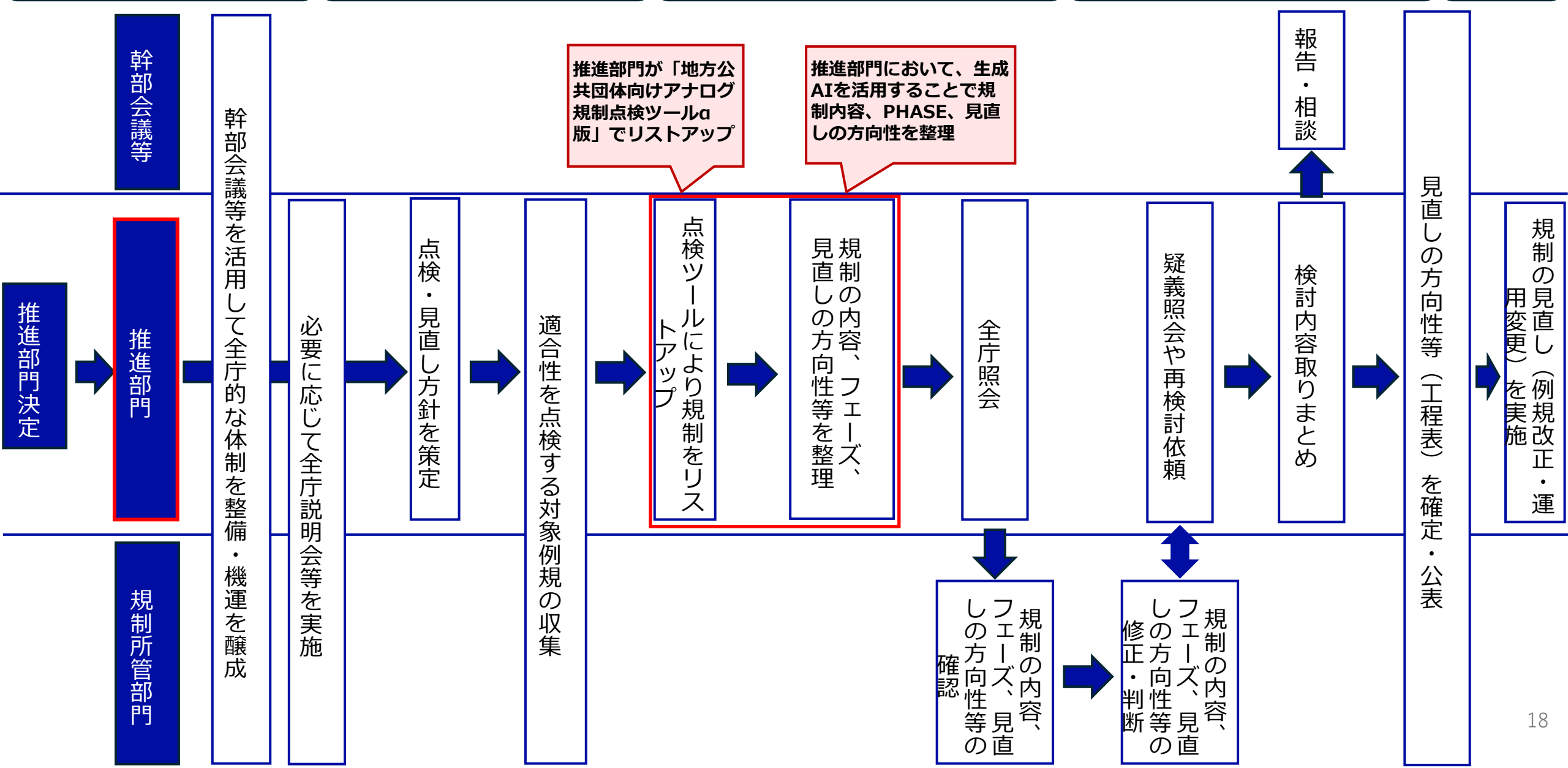
生成AIの適正な利活用に向けては、さらに、ガバナンス体制の構築や、リテラシー向上のための人材育成などを組織全体として継続的に行っていくことが重要である。

また、各団体は、生成AIを利用する際の責任範囲を事前に整理し、リスク発生時の対応等を十分に検討する必要がある。

【参考】国の主な関連ガイドライン・報告書等

- ・ [人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針](#)（内閣府）
- ・ [行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン](#)（デジタル庁）
- ・ [自治体における AI活用・導入ガイドブック](#)（総務省）
- ・ [地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査](#)（総務省）
- ・ [AI事業者ガイドライン](#)（総務省・経済産業省）
- ・ [生成AIはじめの一步～生成AIの入門的な使い方と注意点～ | 安心・安全なインターネット利用ガイド](#)（総務省）
- ・ [地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン](#)（総務省）
- ・ [DeepSeekに関する情報提供](#)（個人情報保護委員会）

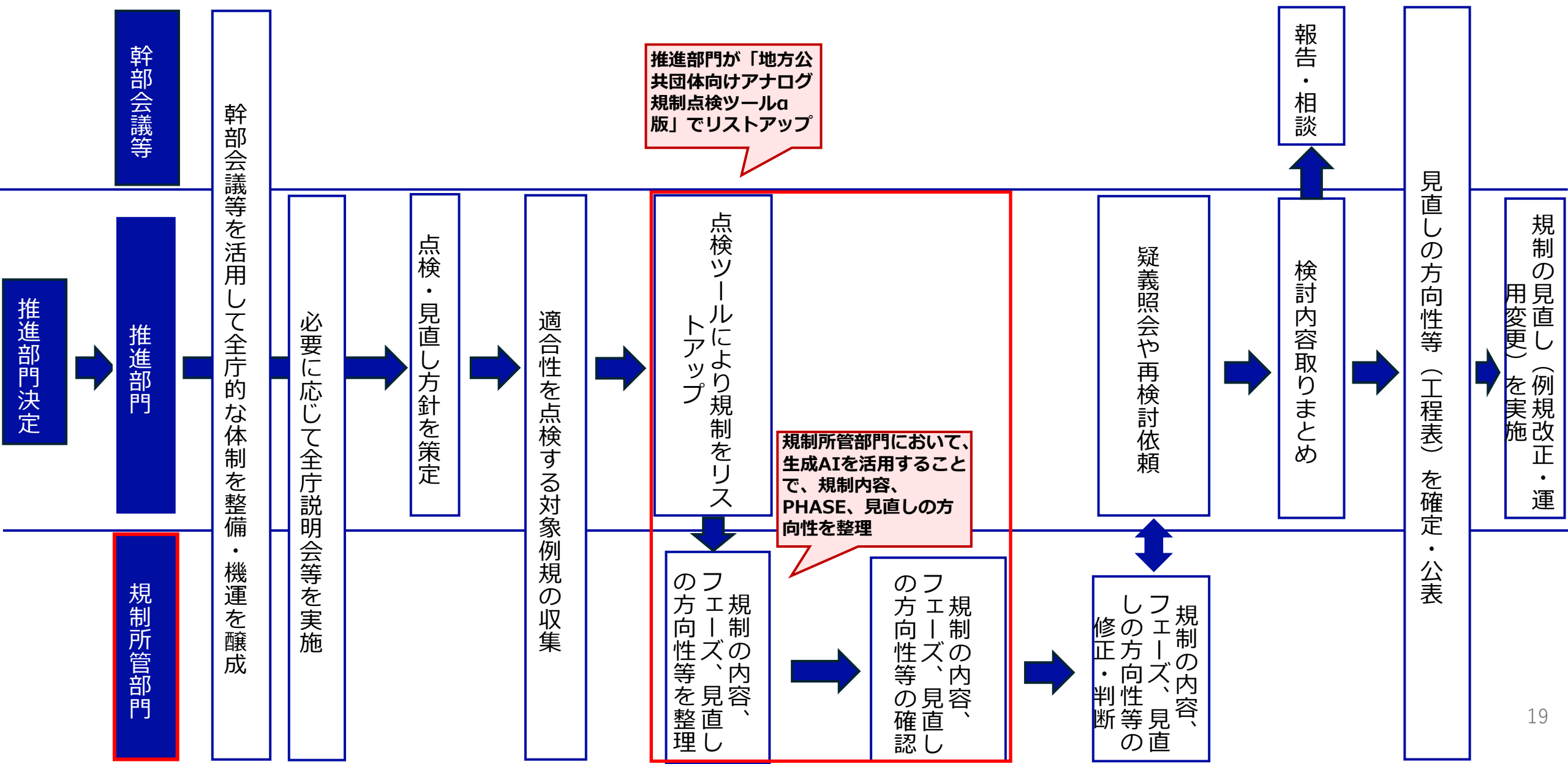
推進部門でAI部分も含めてたたき台を起案して所管部署に割り振る場合の手順（推奨）



推進部門が「地方公共団体向けアナログ規制点検ツールα版」でリストアップ

推進部門において、生成AIを活用することで規制内容、PHASE、見直しの方向性を整理

参考：推進部門で洗い出し部分のみ実施し、AI部分については規制所管部署で実施させる場合の手順



出力結果精度向上に向けた更なる工夫・カスタマイズ等の例①

- 同じプロンプトを生成AIに入力しても、実施した環境の違いによって、あるいは、同じ実施環境でも実施の度に回答内容や精度が変わることは一般的に起こりうる。そのため、デジタル庁提供のプロンプト例を活用しても、想定・期待するような回答が出てこないことも発生しうる。また、各団体の個別の事情等に応じてカスタマイズすることで、より作業の効率化に資する回答を得ることができる。
- 以下、デジタル庁提供のプロンプト例をベースに加えることができる工夫・カスタマイズ等の例を列挙した。なお、以下列挙したもの以外にも様々な工夫・カスタマイズがありうるので、各団体において試行錯誤・工夫して活用されたい。

○参考情報の追加・RAG機能活用

自団体の条例データ、関連する国からの通知等をコンテキストとして読み込ませることにより、上位法令の特定や実務運用に即した出力結果が期待される。

○不明点がある場合の確認

「参照資料だけでは判断できない不明点がある場合等、推測せず作業を中断して私に質問してください。」といった一文をプロンプト例に加えることで、不確かな情報に基づく誤った回答が生成されるリスクを下げる。

○トークン数節約

デジタル庁地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】及び参考資料について、出力結果から該当箇所（資料名、ページ番号等）を確実に参照していることが確認できる場合には、プロンプト例中のPHASEや定義の記載を一部省略することも考えられる。最初に、標準プロンプトの「対象例規箇所」以外（命令、手順、出力形式等）の箇所を先行して読み込ませ、その後に対象例規（条文）の本文を入力するという二段階の運用も考えられる。

○入力する条項の数を減らす

LLMサービスごとに処理可能なトークン数が異なり、また有料版・無料版の別によってもトークン数の上限が左右され得ることを踏まえ、必要に応じて点検対象とする例規の条項数を限定することが考えられる。これにより、モデルの処理能力を超過する入力を回避し、出力結果の精度を確保することにつながる。

出力結果精度向上に向けた更なる工夫・カスタマイズ等の例②

○生成AIとの対話

生成AIによる最適な出力は、単発で得られるものではない。ユーザーと生成AIが複数回にわたり対話しつつ、推論の過程を検証し、内容を精緻化することによって得られる成果である。したがって、生成AIとの反復的な対話を通じて出力結果を精緻化することが重要である。例えば、プロンプト例により点検結果を出力した後、点検対象とした条項のうち「見直しの方向性の詳細」に限定して具体的な説明を求めるなど、追加の問いを投げかけて内容の検証を実施することが考えられる。

○Few-shotプロンプト

Few-shotプロンプトとは、少数の具体例をモデルに提示することにより、出力を特定の方向へ誘導する手法である。プロンプト内にいくつかの例を含めることで、モデルは期待される形式や文脈を把握し、適切かつ首尾一貫した回答を生成できる場合が多い。

○プロンプト改良への「試行錯誤」の重要性

生成AIの出力には揺らぎがあり、またモデル更新により出力結果が変化し得ること等を前提とすると、生成AIを実務に耐えうる水準で活用するためには、プロンプトを継続的に検証し、必要に応じて修正することが不可欠である。

○プロンプト改良に生成AI活用余地

生成AIを単なる回答生成にとどめず、プロンプトの改善プロセス自体にも活用し、検証と修正を反復する。これにより、生成AIの出力内容の精度が向上することが期待される。

○新しいチャットでの実行

新しいチャットでは、過去の会話に起因する不要な文脈が排除されるため、推論の前提が整理され、回答の焦点が明確になる。一般に、コンテキストが短いほど重要情報に注意を向けやすくなり、情報の欠落や出力の偏りを回避できる可能性がある。

出力結果精度向上に向けた更なる工夫・カスタマイズ等の例③

○活用主体を想定した設計

行政改革部門・総務担当・デジタル担当など、**団体によって活用主体が異なることを想定し、役割や目的、検討の重点を調整可能な設計**とする。これにより、実務運用に即した出力結果が期待される。

○可変部分の設計による実務反映

プロンプト内に可変部分を設け、自治体固有の運用を反映できる設計とする。これにより、画一的な出力ではなく、実務運用に即した結果を得られる。

○庁内フォーマットとの整合

出力列名や順序を庁内テンプレートに合わせて調整し、生成結果をそのまま庁内様式に転用できるようにする。これにより、転記・加工の手間を削減する。

○ハルシネーション防止のための参照資料拡充

生成AIが誤って不適切な上位法令・関連法令等を参照しないよう、e-Govの最新版法令に加え、**自治体の保有する情報（例規・通知・技術的助言等）も参照対象に含める**。これにより、出力の法的整合性と正確性を高める。

○トークン数の上限を踏まえた設計

AI環境ごとの処理制限（トークン数上限等）を踏まえ、**対象条文を限定することや、生成結果はCSV形式のダウンロードリンクのみとし、複数回の対話を通じて精度を高める段階的アプローチを採用**する。これにより、情報量と正確性の両立を図る。

3. 參考資料

プロンプト出力の性能評価について

1. 評価概要（対象・条件・方法）

【対象】

横展開事業のサンプル100条項（条例等）

採点対象：プロンプトの表出力部分のうち根拠法令関係（③根拠法令・上位法令等名、④根拠法令・上位法令等の条文番号）及び見直しの方向性関係（⑧見直し方向性、⑨見直し方向性の詳細）

【実施条件】

ChatGPT 5.2 Thinkingにて同一参照資料(マニュアル／アナログ規制見直し用例集／工程表／通知・通達の見直し方針)を添付し、プロンプト実行

担当者4名が同一条件で実施し、平均点で評価

【採点・集計】

根拠法令関係（根拠・関連の適合）：0～5点

見直しの方向性関係（見直し方向性の整合）：0～5点

合計10点満点として100条項の平均点を算出

2. 評価結果

総合スコア：**8.91/10**

根拠法令等平均：**4.36/5**

見直しの方向性関係平均：**4.55/5**

※本性能評価は、あくまで、規制所管部署等が見直しの方針を検討する際の「素案」として十分機能するか、という観点で行ったものである。例えば、ある出力結果に係る評価が満点（5点）であることは、その結果について、人間による精査や検討が必要ない水準のものであることは一切意味しない。

（参考）根拠法令関係採点基準

5点：法令名と条項を概ね正確に引用している、自治体独自が正しい場合で自治体独自と記載できている。

4点：法令名のみ概ね正確に引用している（条項は未記載・特定不十分）。

3点：法令名は概ね当たっているが、正式名称としては不正確（略称・類似法令名・一部誤記など）。条項は問わない。

2点：法令名が候補止まり、カテゴリ名に留まる（例：「○○関係法令」「個人情報保護関係」等）などで特定が弱い。条項は問わない。

1点：法令名が分野違い・不適合の疑いが強い（根拠として成立しにくいものを挙げている）。条項は問わない。

0点：空欄、又は記載が判読不能で採点できない

（参考）見直しの方向性関係採点基準

5点：見直し方向性に対して詳細が矛盾しておらず、詳細内容についてもマニュアルとおおむね整合している。

4点：見直し方向性と詳細の間に軽微な不整合（説明不足・表現の揺れ等）はあるが、致命的な矛盾はなく、マニュアルとの不整合も軽微である。

3点：見直し方向性は概ね妥当だが、詳細の論理のつながりが弱い、又はマニュアルと不整合の部分もある。

2点：見直し方向性と詳細の食い違いがある、又はマニュアルの判断軸から外れた記載が複数見られる。

1点：見直し方向性と詳細が大きく矛盾している、又はマニュアルの内容から逸脱している。

0点：致命的な矛盾がある、又はマニュアルに明確に反している。

生成AI活用研究における地方公共団体との連携

- デジタル庁では、自治体のアナログ規制見直し作業の効率化における生成AIの活用余地を探るため、各団体の多様なAI環境でプロンプト例を試行し、意見交換を通じて実務上の課題や留意点を整理するとともに、プロンプト内容のブラッシュアップを行った。

豊島区：AIの利用環境はDifyを活用。LGWAN環境下の自治体AIzevoも使用可能。特に、規制所管課が実際の見直し作業において参照できる参考情報についてAIに出力させることを目指した取組を独自に進めている。個別型支援対象団体であり、AI活用も進んでいることから、検証作業及び意見交換を実施。

北九州市：AIの利用環境は、ChatGPT Pro（管理職など）及びGemini 2.5 Flash（全職員）を利用している。アナログ規制見直しについては、「RAG」を活用した専用のAIポータルを開設し、デジタル庁の公表資料等を組み込んだプロンプトを作成し照会・回答を実施することで、規制所管部門の作業負担の軽減を図っている。

東村山市：AIの利用環境はQommonsAIを活用。個別型支援対象団体であり、地方自治体である程度導入されているAI環境であることから、検証作業及び意見交換を実施。

横浜市：AIの利用環境はMicrosoft Copilotを活用。アナログ規制見直しの取組が進んでおり、庁内でAIチームを立ち上げるなど、AIの活用も進んでいることから、検証作業及び意見交換を実施。

浜松市：AIの利用環境は自治体AIzevoを活用。個別型支援対象団体であり、地方自治体の導入件数の多いAI環境であることから、検証作業及び意見交換を実施。

福岡市：AIの利用環境はMicrosoft Copilotを活用。アナログ規制見直し実施済の団体であり、同市例規を題材に支援プロンプトの検証作業及び意見交換を実施。既存例規への活用に加え、新規デジタル法制審査への活用可能性についても示唆を得た。

和歌山市：AIの利用環境について、職員ごとに様々な環境を活用（ChatGPT、Gemini、Microsoft Copilot、QommonsAI等）。個別型支援対象団体であり、様々なAI環境を活用していることから、検証作業及び意見交換を実施。

郡山市：AIの利用環境はexaBase生成AI for自治体を活用。アナログ規制見直し実施済の団体であり、同市の洗い出し結果、改正事例等を前提に検証作業及び意見交換を実施。



地方公共団体との検証の様子（福岡市） 25

参考：地方公共団体との連携の中で得られた主なコメント等

意見分類	地方公共団体からのコメント概要	デジタル庁の対応
利用環境・セキュリティ（LGWAN／インターネット）	<ul style="list-style-type: none"> 閉域網（LGWAN）上で生成AIを利用する環境では、Web検索機能や外部資料（デジタル庁公表資料等）の読み込みが制限されるため、それらを参照しない前提でのプロンプト運用が必要であった。 インターネット環境で生成AIを利用する場合においても、セキュリティ上の観点から生成ファイルのダウンロードが許可されないなど、各団体のネットワーク環境や情報セキュリティ規定に基づいた運用制限が見られた。 	<p>プロンプトにデジタル庁マニュアルの重要な要素等を盛り込むことで、閉域網（LGWAN）上で生成AIを利用する環境においても、一定程度の出力結果を確認。</p>
出力結果の評価と業務での使い方	<ul style="list-style-type: none"> 閉域網（LGWAN）上で生成AIを利用する環境であっても、出力結果は概ね良好であった。 全条例ファイルを生成AIに読み込ませることで、上位法令を特定しやすくしている事例があった。 生成AIの出力結果は、検証を行った多くの団体において、アナログ規制見直しのたたき台としては妥当であり、アナログ規制見直しの方向性を検討する上で、規制所管部門の検討の精度向上に資するとの評価が示された。 プロンプトの活用は、担当職員の異動時においても、後行者が行う法制審査等（新規条例等にアナログ規制が含まれていないかどうか）の業務品質を担保する手段として有効であるとの意見が寄せられた。 技術中立性の解釈が必要な項目などについては、出力結果にばらつきが生じないか懸念する声もあった。 	<p>出力結果のばらつきへの対応策として、回答の精度を上げるための添付資料例を本資料12頁に記載した。加えて、出力結果精度向上に向けた更なる工夫・カスタマイズ等の例について、本資料20頁～22頁に記載。</p>
ファイル入出力・形式上の制約と対応	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ上の理由等から生成ファイル（CSV形式）のダウンロードができず、出力結果本文をコピーし様式に転記する必要がある団体があった。 生成ファイルのダウンロード自体は可能であるものの、開くと文字化けが生じるケースがあり、その場合には別途示された手順に従い、Excelファイルとして取り込むことで対応できたとの意見があった。 	<p>プロンプトの出力において、表部分の出力をCSV形式と限定せず、Excelに転記できる形式とした。</p>
トークン数・処理時間・モデル性能など技術的制約	<ul style="list-style-type: none"> トークン数の制約により、サマリー部分まで含めて出力させると相当な時間を要する一方、表部分のみをテキストベースで出力させることで、作業を円滑に進めることができたとの声があった。 AIの利用契約内容により、月間利用トークン数に上限が設けられているため、プロンプトの実務上の利用が一定程度制限される可能性が指摘された。 近時のLLMでは出力結果に大きな差は見られないものの、古いLLMでは精度に疑問が残り、どのLLMを採用するかによって出力結果に差異が生じうるとの指摘もあった。 	<p>トークン数の上限を踏まえた設計について、本資料22頁のプロンプトのカスタマイズ例として記載。</p>
プロンプト共有・標準化と他団体との突合	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が作成・検証したプロンプトの出力結果と、各団体で作成・利用したプロンプトの出力結果を突合することにより、アナログ規制見直しの検討の精度が高まるとの意見が示された。 これからアナログ規制見直しの取組を始める団体へのプロンプト提供により、アナログ規制見直しの作業負担や作業感等が大きく改善されるとの期待が示され、プロンプト共有・標準化の有効性が指摘された。 	<p>アナログ規制見直し作業効率化に向けて、生成AI活用のためのプロンプト例の提供を行う。</p>
ガイドライン・情報管理ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報や公表していない要綱・要領などを生成AIに学習させないことを庁内ルールとして明確に位置付ける必要があるとの意見があった。 AIガイドラインの改定等を通じて、生成AIの利活用を前提としたガバナンスや情報管理ルールの整備することが不可欠であるとされた。 	<p>本資料17頁にアナログ規制関連業務に生成AIを活用する際の注意点を記載した。</p>

コラム：アナログ規制見直し作業への生成AIの活用事例（豊島区・北九州市）

豊島区

ノーコード生成AIアプリ開発ツール“Dify”のワークフロー機能により見直し作業の一部自動化を実現。デジタル庁マニュアル等を参照しながら、①アナログ規制該当性の判断補助、②関連法令等の特定、③見直しの方向性の整理、④代替技術の提案などの工程において、作業の効率化を図っている。

なお、豊島区がDifyで作成したワークフローについては、Dify環境がある団体において活用可能。



北九州市

庁内環境に、全職員が利用できる生成AIを構築（委託）。同生成AIにおいて各原課業務で活用可能な“RAG”(Retrieval-Augmented Generation; 一般に、生成AIが回答を生成する際に、事前に外部情報等を検索・取得し、その内容を根拠として用いることで、回答の正確性等を高める仕組み)を構築することで業務効率化を目指す（会計事務やサービス関係事務等の庁内手続に係る照会対応件数などが減少）。

アナログ規制の見直し業務についてもRAG規制所管部署が見直しの方針を検討する際にデジタル庁が公表している関連資料を参照するプロンプトを作成。一定の精度が担保された回答が出力される工夫をすることで作業負担の軽減を図っている。

モードの実行

カスタムデータ

ファイル入力

モードの実行

プロンプトの生成

プロンプトの生成

プロンプトの生成

本資料上の文言定義・解説

言葉	定義・解説
マニュアル	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】 （デジタル庁2026年3月）
AI	Artificial Intelligence(訳：人工知能)の略称。「AI システム(以下に定義)」自体又は機械学習をするソフトウェア若しくはプログラムを含む抽象的な概念。 (出典：総務省 経済産業省「AI 事業者ガイドライン(第1.1版)」9頁)
生成AI	文章、画像、プログラム等を生成できる「AIモデル(以下に定義)」に基づく AI の総称。 (出典：総務省 経済産業省「AI 事業者ガイドライン(第1.1版)」10頁)
テキスト生成AI	生成 AI のうち、出力が文章に代表されるテキストのもの。本資料が念頭に置くのは基本的にはテキスト生成AIのことを指す。 (出典：デジタル社会推進会議幹事会決定「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」5頁)
AI システム	活用の過程を通じて様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム(機械、ロボット、クラウドシステム等)。 (出典：総務省 経済産業省「AI 事業者ガイドライン(第1.1版)」9頁)
AI モデル	AI システムに含まれ、学習データを用いた機械学習によって得られる、入力データに応じた予測結果を生成するモデル。 (出典：デジタル社会推進会議幹事会決定「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」3頁)
LLM	Large Language Model (訳：大規模言語モデル)の略称。文章や単語の出現確率を深層学習モデルとして扱う言語モデルを、非常に大量の訓練データを用いて構築したもの。 (出典：デジタル社会推進会議幹事会決定「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」3頁)
プロンプト	LLMへ入力するテキストデータのことであり、指示を行う命令書のようなもの。生成AIに期待する出力の方向性を設定するものであり、その内容や形式に応じて生成AIの出力も変化する。
プロンプトエンジニアリング	生成AIから目的に合った出力を得るために効果的なプロンプトを設計・最適化する技術やアプローチの総称。生成AIに指示を行う命令書である「プロンプト」の記述方法は原則自由であるが、目的通りの応答を生成する確率を高めるため、明確で具体的なプロンプトを設計する必要がある。目的に合った出力を得るために効果的なプロンプトを設計・最適化する手段である「プロンプトエンジニアリング」が重要となる。一般に、①明確かつ具体的な指示、②1度に1つの指示、③役割や条件を設定した指示、④出力形式を明示した指示の履践が、プロンプトの最適化に繋がる。
トークン	自然言語を機械学習モデル等のシステムに扱いやすい単位で分割したもの。

デジタル庁
Digital Agency